法人社協モデル定款Q&A（平成28年11月）

全社協地域福祉部整理

[Q1 定款第2条への事業記載の基本的な考え方 2](#_Toc467593734)

[Q2 生活困窮者自立支援法に基づく事業の定款記載 2](#_Toc467593735)

[Q3 介護保険制度による生活支援体制整備事業の定款記載 3](#_Toc467593736)

[Q4 日常生活自立支援事業の定款記載 4](#_Toc467593737)

[Q5 都道府県社協における新たな貸付事業についての定款記載 4](#_Toc467593738)

[Q6 評議員の定数 5](#_Toc467593739)

[Q7 評議員の人数の記載方法 6](#_Toc467593740)

[Q8 社協における評議員会の位置づけ 6](#_Toc467593741)

[Q9 評議員選任・解任委員会の外部委員 6](#_Toc467593742)

[Q10 評議員の任期 7](#_Toc467593743)

[Q11 評議員、役員等の報酬 8](#_Toc467593744)

[Q12 評議員会の議決事項 9](#_Toc467593745)

[Q13 決議の省略 9](#_Toc467593746)

[Q14 業務執行理事 10](#_Toc467593747)

[Q15 会長の職務代理 10](#_Toc467593748)

[Q16 代表権を有する事業担当理事 11](#_Toc467593749)

[Q17 運営協議会 11](#_Toc467593750)

凡例

留意事項QA＝「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A

　　　　　　　　社会・援護局　福祉基盤課　平成28年6月20日（平成28年11月11日改訂）

# 定款第2条への事業記載の基本的な考え方

○社会福祉法人は、社会福祉法に位置付けられた公益法人であり、「社会福祉事業」（法第2条に限定列挙）を行うことを目的として設立され（法第22条）、その社会福祉事業に支障のない限り、公益を目的とする事業である「公益事業」あるいは「収益事業」を行うことができることとなっています（法第26条）。定款上の記載もこの位置づけに従い、「社会福祉事業」、「公益事業」、「収益事業」の順に記載することとなります。

○施設を運営する一般の社会福祉法人は、例えば、「障害者支援施設の経営」といった特定の社会福祉事業を実施することを目的に設立されていますので、[定款例]では、第1条にその法人が実施する社会福祉事業を記載し、それ以外の事業は公益事業、収益事業の順で記載することになります。

○一方、社会福祉協議会は社会福祉法人の中でも特別な使命を持ち、法上でも第109条第1項で「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」、「前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけされています。「社会福祉を目的とする事業」とは、社会福祉事業よりも広い概念であり、第109条の規定による事業は自ずと社会福祉事業とは限らないものとなっています。（社会福祉協議会の事業をあえて社会福祉事業として限定列挙されている範囲でとらえると、第2種社会福祉事業の末尾に記載された「十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業」に該当します）。

○このように、社会福祉協議会は、社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業を総合的にすすめる法人であり、定款上も、社会福祉事業（法第2条）を列記するだけでは、その事業内容を表していることにはなりません。すなわち、社協は、その目的である地域福祉の推進のため、社会福祉事業のみならず社会福祉を目的とする事業という広い範囲の事業を本来の事業としてすすめると位置付けられているのであり、社会福祉事業に限らず、広く公益事業を展開するものと考えることが適切です。

○このような前提に立って、本モデル定款では、社会福祉事業は、原則として第2条に、公益事業は公益事業の項に記載する前提に立ちつつも、社会福祉事業以外でも法第109条の趣旨に沿った事業又は社会福祉事業に付随する事業については、第2条に記載する形をとっています。例えば、モデル定款第2条解説⑥のアのように食事サービスや入浴サービスなどは、モデル定款第2条に記載することを想定しています。

○なお、公益事業は法人税や消費税の課税対象となる可能性が出てきますので、税法上の考え方と第2条の記述は別のものと考えてください。

# 生活困窮者自立支援法に基づく事業の定款記載

〇生活困窮者自立支援法に基づく事業の定款記載については、厚生労働省社会・援護局と調整のうえ、平成27年3月31日付全社地発第751号において、以下のとおりお示ししています。

＜抜粋＞

１．定款への位置づけについて

生活困窮者自立支援法にかかる事業の定款への位置づけについては、別紙「生活困窮者自立支援法施行に伴う法人社協の定款記載について」を厚生労働省社会・援護局と調整のうえお示ししています。

　ただし、社協はその目的である地域福祉の推進のため、社会福祉事業のみならず社会福祉を目的とする事業を幅広く実施することを社会福祉法において規定されており、従来、社協の定款の第２条には、社会福祉事業に限定せず公益事業が含まれた記載となっています。生活困窮者自立支援制度が「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」をめざす事業であることから考えても、本会としては社協の本来事業として定款第２条に記載することが適当と考えます。

　定款の記載については最終的な判断は所轄庁によるところとなりますが、国においても別紙の通り「当該社協が行う中核的な事業として定款第２条に規定することも考えられる」旨を示しております。定款記載にあたっては、これらを踏まえ各社協において所轄庁と十分ご相談ください。

　なお、事業名の具体的な記載方法については、事業毎の記載のほか、包括的な記載、さらに独自の事業名（例：○○サポートセンターなど）を併記することなども考えられますが、これについても所轄庁に相談の上最終的な判断を得てください。

（別紙）

Ｑ　当社協では生活困窮者自立支援法に基づく各事業を実施する予定です。

定款にはどのように記載すればよいのでしょうか。

Ａ

○国は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業については、公益事業の範囲に含まれるものと解釈しています。なお、認定就労訓練事業は第二種社会福祉事業として位置付けています。

○その上で、「当該事業を社会福祉法人が行う場合については、地方公共団体からの委託を受けて実施するものであり、社会福祉法人の定款に記載するかどうかの判断については、所轄庁によって取扱いが異なるため、所轄庁にご相談いただきたい」（「質疑応答集」平成26年11月17日　生活困窮者自立支援室）と回答しています。

○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業を定款に記載する場合、これらの事業は公益事業とされていることから、定款上、「公益を目的とする事業」の章に記載することが原則となりますが、その事業規模などから、当該社協が行う中核的な事業として定款第２条に規定することも考えられますので、この点の取扱いも最終的には所轄庁にご相談いただくことが必要です。

○なお、定款への記載方法については、原則として、定款に具体的に記述することが必要であり、「自立相談支援事業」や「家計相談支援事業」等、事業毎に記載することとなります。

# 介護保険制度による生活支援体制整備事業の定款記載

〇新しい地域支援事業による生活支援体制整備事業について、生活支援コーディネーター及び協議体の運営を受託する場合は、人員配置等の事業規模を鑑み、「生活支援体制整備事業」を定款に記載します。コーディネーター、協議体のいずれかのみの場合にも「生活支援体制整備事業」と記載することで差し支えないと考えられます。

○記載場所については、モデル定款では、当該社協が行う中核的な事業として定款第２条に規定することを想定しています。（Q１参照）

# 日常生活自立支援事業の定款記載

○日常生活自立支援事業は、国庫補助要綱上の事業名であり、都道府県・指定都市社協が実施主体となって、①市区町村社協等と協力して福祉サービス利用援助事業を管内であまねく実施すること、②当該事業に従事する者の資質の向上のための事業を実施すること、③福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うこと、を含めて要綱化したものです。

○このことは、法第81条「都道府県社会福祉協議会は、（中略）福祉サービス利用援助事業を行う市区町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする」の規定に基づいたものです。

○つまり、都道府県・指定都市社協は、「福祉サービス利用援助事業」を行う市区町村社協等（基幹的社協）と協力して、法第81条に基づく「日常生活自立支援事業」を実施する構成になっているのです。そのため、モデル定款では、都道府県・指定都市社協においては「日常生活自立支援事業」、市区町村社協においては「福祉サービス利用援助事業」と書き分けるように示しています。

○なお、定款には、会計上の区分が必要になるような一定の事業規模（職員配置等が伴うもの）を有している場合に記載することを想定しています。このような理由から、基幹的社協及び市町村の単独補助がなされている等、一定の事業規模を有する市区町村社協以外は、定款上本事業を記載する必要性はありませんが、法人の判断で記載する場合には「福祉サービス利用援助事業」と記載することになります。

# 都道府県社協における新たな貸付事業についての定款記載

○平成27年度補正予算で措置され、都道府県・指定都市社協において実施している貸付事業については、原資として交付される補助金の額が高額になることや、貸付開始から償還免除確定までの債権管理期間が7~10年程度を要することが想定されることから、定款に記載する必要があると考えられます。

○同事業は、厚生労働省のQAにより、「社会福祉法第2条第2項第7号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」には該当せず、公益を目的とする事業である旨が示されており、原則として、公益事業の章に記載することになると考えられます。

○ただし、社協における事業記載の基本的な考え方（Q1参照）に立ち、各社協において、他の事業との整合性を踏まえて第2条に規定することも考えられます。ただし、この点の取扱いについては最終的には所轄庁にご相談いただくことが必要です。

○列記する貸付事業の名称については、各貸付事業の実施要綱の標題として記載された資金名称を記すことでよいと考えられます。

○なお、現状では、介護福祉士修学資金等貸付事業（旧制度）について、定款上は「福祉人材センター事業（業務）」に付随する事業として位置づける方法もとられていますが、事業規模や他の貸付事業の定款記載、会計上の区分（事業区分、サービス区分）との整合性を勘案したうえで、独立した記載の要否を検討することが適当と考えられます。

＜記載例＞

第○章　公益を目的とする事業

（種別）

第○条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）○○○○の運営事業

（２）○○○○の運営事業

（３）介護福祉士修学資金等貸付事業

（４）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

（５）児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

（６）保育士修学資金貸付等事業

# 評議員の定数

〇市区町村社協は、社団的性格を有する組織であり、各方面の幅広い意見を反映し、地域社会の総意をもってその事業をすすめていくことができるよう、評議員の定数は地域の実情や事業規模等を勘案し、適切な数とする必要があります。

〇市区町村社協経営指針では、評議員の選出規程を制定することとしており、その構成について以下のような考え方を示しています。

○これらも参考にしつつ地域の特性や組織、事業の状況に応じて選出規程において選出区分を定めることが必要であり、その積み上げが評議員の定数になるものであることから、一律に目安を示すことは適当でないと考えます。

【参考：市区町村社協経営指針（平成15年3月作成／平成17年3月改訂）】

＜評議員会＞

〇市区町村社会福祉協議会は、地域社会の総意をもって地域福祉を推進するために、構成員組織などから構成される評議員会を設置し、法人にとって重要な事項を決定する。

（評議員会の構成について）

〇法人社協モデル定款では、社協の評議員会は、他の社会福祉法人と異なり、「法人の重要な事項についての議決機関」としての性格を持つものとされている。これは、市区町村社協が地域社会の総意をもってその事業をすすめていくために、法人にとって重要な事項は、構成員の決定によってすすめることにしているからである。こうした意味で、社協は「社団法人的」な性格を有していると考えられる。したがって、評議員を構成員組織（団体）から適切な選出過程を経て選出するために選出規程を設ける必要がある。

■評議員構成のイメージ

①　住民組織／地区社会福祉協議会、住民自治組織など

②　当事者等の組織／老人クラブ、障害者団体、介護者の会など

③　社会福祉に関する活動を行う団体／ボランティア団体、NPO法人など市民活動団体、農協、生協など

④　民生委員・児童委員またはその組織

⑤　事業者関係／社会福祉施設・社会福祉関係団体、更生保護事業施設・更生保護事業団体、福祉（介護・保育）サービス事業者

⑥　保健・医療、教育等の関係機関・団体／医師会、医療・保健機関、学校、教育委員会等

⑦　社会福祉行政機関

⑧　地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体／まちづくり、住宅、環境、労働、経済団体など

⑨　その他／学識経験者（社会福祉、法務、税務、事業経営等の専門家）

# 評議員の人数の記載方法

〇モデル定款改正案では、定款例案の記載方法にならい、「〇〇名以上〇〇名以内」とする記載方法をとっています。

〇「〇〇名以上〇〇名以内」と記載した場合、「員数が欠けた状態」とは、定款に定めた定数の下限を下回った場合を指します。したがって、たとえば20名以上25名以内と記載していて評議員を23名選任していた場合、任期中に１名辞任したとしても欠員状態になりません。

○Q6で述べている通り、評議員の定数は選出規程において、議決機関として機能を果たすうえで必要な構成メンバーを積み上げたものであることから、選出規程のなかで人数に幅を持たせた規定が必要になると考えられます。

# 社協における評議員会の位置づけ

○市区町村社協経営指針では、「市区町村社協は、地域社会の総意をもって地域福祉を推進するために、構成員組織などから構成される評議員会を設置し、法人にとって重要な事項を決定する」としており、評議員会は、「協議体」としての社会福祉協議会の使命、役割を具体化するもので、他の社会福祉法人と異なり、社団法人的性格を持つ社協の特性を明確化するうえで重要な意味を持っています。

○したがって、その構成や定数を検討するにあたっては、こうした「協議体」としての機能が損なわれることのないよう、関係者と十分協議し、慎重に行うことが必要です。

○また、諮問機関としての従来の位置づけとは異なり、改正法における評議員会は、社会福祉法及び定款に規定された事項のみを決議することとなっています。ただし、それ以外の事項についても、評議員会において「協議」を行うことは可能であり、法人にとって重要な事項については引き続き、評議員会を構成する組織の意見が反映されるような措置を講ずることが必要と考えられます。

○今回の法人制度改革については、経営組織の見直しや透明性の確保など法令の要請に対応すると同時に、社協の運営ならびに事業・活動に対する地域の住民や福祉関係者の理解、参画をこれまで以上にすすめ、地域福祉を推進する中核的な組織として体制を強化していくきっかけとすることが重要です。

○その意味では、外形的に組織体制を整えるというだけではなく、同時に、社協の目的の実現にむけて、理事会、評議員会のあるべき姿を検討し、機能強化や活性化にむけて継続的な取り組みを行うことが必要となります。

# 評議員選任・解任委員会の外部委員

○外部委員の要件については、法律上示されておらず、6月20日付事務連絡、[留意事項QA]においても「法人関係者でない中立的な立場にある外部の者」ということ以外、言及されていないことから、法人の運営が特定の団体や勢力の利益に偏ることのないような評議員の人選を行うという目的に照らして、各法人の判断で適切な者を外部委員として選定することになると思われます。

〇また、委員の人数について「法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。」としつつ、「合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である」（[留意事項QA]問11）、「少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。」（[留意事項QA]問9）としていることから、外部委員を1名以上含む3名が選任・解任委員会の最低限の定数となります。

# 評議員の任期

〇評議員の任期は、「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とされています。（法第41条第1項）

〇したがって、例えば平成29年4月1日に就任する評議員の任期は、平成32会計年度の決算にかかる定時評議員会すなわち平成33年4~6月の間に開催される定時評議員会の終結の時までとなります。

〇任期自体を「4年以内」としているのではないため、任期終了時の定時評議員会の開催日を4年以内の日にしなければならないということではありません。

〇委嘱状については法令上定めがなく、法人の判断で作成してよいと思われますが、4年後の評議員会の開催日は通常特定できないため、「平成□会計年度にかかる定時評議員会の終結の時まで」などの記載方法が考えられます。

＜参考：現在の評議員、役員の任期について＞

■評議員

○平成29年4月1日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、改正法附則第9条第3項の規定により平成29年3月31日までとなります。

○現評議員の任期が平成29年3月31日以前に満了となる場合、3月31日までを任期とする評議員を選任する必要があります。

○ただし、現評議員の任期が平成29年3月中旬で満了する場合、任期満了までに予算等の評議員会における審議が終了しているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないとの考え方が示されています。（[留意事項QA]問44-4）

■理事

○平成29年4月1日に現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、改正法附則第13条の規定により施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとなります。

○最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されます。

○平成29年4月1日以降、定時評議員会前までに任期が満了する役員については、任期は定時評議員会の終結の時まで延長されます。（再任手続等を行うことなく法の規定に基づき任期が延長される。）（[留意事項QA]問44-5）

○役員の任期が平成29年3月31日以前に満了となる場合は、定時評議員会の終結の時までを任期とする役員を選任する必要があります。

# 評議員、役員等の報酬

〇改正法では、評議員の報酬等は定款で定めなければならない（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条）とされており、モデル定款では報酬の総額（上限）を定款に記載し、具体的な支給基準を別途評議員会で定めることとしています。無報酬の場合にはその旨を定款に定めることが必要です。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（評議員の報酬等）

第百九十六条 　評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

〇一方、理事、監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなります。（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（理事の報酬等）

第八十九条 　理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

※「社員総会」→「評議員会」と読み替え

〇理事、監事の報酬等は、総額を評議員会で決定し、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法も可能と解されます（公益法人制度FAQ問Ⅴ－6－④参照）が、モデル定款では、評議員会で定める報酬等の支給の基準に基づいて支給することとしています。

新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問FAQ（内閣府）

問Ⅴ‐６‐④（役員に対する報酬等） 報酬等支給基準は理事会で決定する必要がありますか。

 答

１　公益法人の理事等の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や公益法人の経理の状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の非営利性を潜脱するおそれがあり、適当ではありません。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていることが公益認定の基準とされています（公益法人認定法第５条第 13 号）。

２ この報酬等支給基準については、理事、監事に係る分については①社員総会又は評議員会で決定する方法と、②社員総会又は評議員会においては、報酬等の総額を定めることとし、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法の２通りが考えられます（一般社団・財団法人法第89 条、第105 条）。したがって、必ずしも理事会で決定する必要はありませんが、上記のうちいずれかの方法での決定が必要となります。

３ 一方、評議員の報酬等の額は、定款で定めることになりますが（一般社団・ 財団法人法第196 条）、その支給基準については、定款又は評議員会のいずれかで決定することになります。

# 評議員会の議決事項

〇社協モデル定款では、今回の社会福祉法改正以前から評議員会を議決機関と位置づけ（Q6参照）、予算及び事業計画を評議員会の議決事項としています。

〇社協は、地域の幅広い関係者とともに地域福祉を推進する組織で、その事業・活動は、地域の住民及び福祉関係者等が参加して計画、実施されるものです。

〇したがって、モデル定款では、予算（補正予算を含む）及び事業計画に関しても、評議員会において議決を得ることを前提としています。

○なお、改正法では、第45条の8第2項において「評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。」とされており、法律に規定する以外に評議員会の議決事項を設ける場合には定款に定めることが必要です。

○モデル定款では、会員に関する規程について、第28条で「会員に関する規程は、評議員会において別に定める」としています。

# 決議の省略

〇旧定款準則では、理事会に関して書面による意思表示を認めていましたが、厚労省の6月20日付事務連絡において、「理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない」とされました。（評議員会についても同様）

〇その理由としては、「理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるから」とされています。

〇これに対して、決議の省略とは、ある提案につき、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものであり、理事全員の同意を得ることが条件となります。

〇なお、理事会の決議の省略を行うには、あらかじめ定款の定めが必要とされているのに対し、評議員会の決議の省略については、法に規定されている（法第45条の9第10項⇒一般社団・財団法人法第 194 条の準用）ため、定款に定めなくても行うことが可能です。（定款例には記載が追加されました。）

〇これについて、6月20日付事務連絡では、「あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだから」としています。

（理事会の決議の省略）一般社団・財団法人法第 96条

　理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（評議員会の決議の省略）一般社団・財団法人法第 194 条

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

# 業務執行理事

〇改正社会福祉法では、理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会の選定により置くことができます。

〇業務執行理事は、理事長とは異なり、代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はないとされ、また、業務執行とは、「契約にサインすることや、事業費の支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為」とされています。

〇一方で、理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担うこととなります。（「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」）

〇業務執行理事の選定は法人の任意であり、置かないことも可能ですが、上記のことを踏まえると、「契約にサインすることや、事業費の支出の決済など」を行う理事については、これを業務執行理事とすることによって、理事会のなかでの役割分担や他の理事とのけん制関係を明確化する意味があると考えられます。

〇なお、モデル定款では、常務理事を業務執行理事とする構成をとっていますが、業務執行理事は複数選定することも可能です。副会長を業務執行理事とする場合もあり得ます。それぞれの組織において各理事の具体的な役割、職務に応じて、業務執行理事とするかどうか検討が必要です。

# 会長の職務代理

〇[留意事項QA]問39-5において、「改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する「代表権」の行使は認められず、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効である」とされています。これを踏まえ、旧モデル定款に記載していた職務代理については規定を削除しています。

〇なお、業務執行理事について、業務執行権限規程等によりあらかじめ分担している権限に関しては、会長が一時的に不在になった場合にも引き続き執行することが可能であり、さらに、たとえば一定額以下の支出など会長の専決事項の範囲で事務局長等に授権している事項等についても引き続き執行は可能と考えられます。

〇理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することになります。

○また、従来、利益相反行為については、理事が代理権を有しないこととされ、定款準則において、利益相反行為及び双方代理行為となる事項についての理事長の職務代理が示されていたが、改正法では、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされています。

# 代表権を有する事業担当理事

〇旧定款準則では、「理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点からそれぞれが代表権を有しても差し支えない」とされており、社協モデル定款でも、会長以外に特定の事業や業務について代表権を有する理事を置くことを可能としていました。

○しかし改正法では、「理事長」が法人の代表権を有する（法第 45 条の17 第 1 項）とされ、その他に代表権を有する理事を置くことはできないことから、現在会長以外に代表権を有する理事を置いている社協にあっては、その取扱いについて検討する必要があります。

○たとえば介護保険担当理事や会計担当理事のように、経営強化を目的として特定の事業や業務を担当する理事を置いている場合は、これを業務執行理事として業務執行権を明確化することも考えられます。

# 運営協議会

〇運営協議会については法令上の規定はありませんが、社会福祉法人制度改革に関する福祉部会報告では、以下の通り示されています。

評議員会が議決機関として位置付けられることに伴い、現行の評議員会が担っている諮問機関としての機能の一部を代替する仕組みとして、各法人が地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等が参加する「運営協議会」を開催し、意見を聴く場として位置付けることにより、地域や利用者の意見を法人運営に反映させることが適当である。

○これは、主に福祉施設を経営する社会福祉法人を念頭に、福祉サービス利用者等の意見を運営に反映させる仕組みを想定したものと考えられます。

○一方社協の場合、元々、地域の住民の代表や福祉サービスを利用する当事者が評議員会の構成メンバーとして参画していることから、基本的には運営協議会を別途設ける必要は無いと考えられます。

○個々の社協の判断で、評議員会とは別に、地域福祉を推進するうえで地域の住民や関係者の幅広い意見を聞く場として運営協議会を設置するような場合には、定款例の例示を参考としつつも、委員構成や評議員会との関係などについては、社協の特性を踏まえて検討する必要があります。